

消費税申告書での第2種事業での入力方法

ミライソフト（有）

[申告書類メニュー]→[課税取引金額計算表]

課税取引金額計算表で最終的な金額を確認して、印刷を行ってください。

課税取引金額計算表

(令和1年分)

(農業所得用)

料 目	決 算 額 A	Aのうち課税 取引にならない もの(※1) B	課税取引金額 (A-B) C	R1.9.30以前(※2)			R1.10.1以後(※2)		
				うち旧税率 6.3%適用分 D	うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率 7.8%適用分 F	うち旧税率 6.3%適用分 D	うち軽減税率 6.24%適用分 E	うち標準税率 7.8%適用分 F
収入金額	25,000,000	4,000,000	21,000,000	10,000,000	6,000,000	5,000,000			
家事消費	2,000,000		2,000,000		1,000,000	1,000,000			
事業消費									
雑収入	5,000,000	400,000	4,600,000	4,000,000	200,000	400,000			
未成熟果樹収入									
小計	32,000,000	4,400,000	27,600,000	14,000,000	7,200,000	6,400,000			
農産物の棚 卸売	1,000,000								

太枠の箇所は課税売上高計算表及

Eの④が、10月以降の8%（軽減税率適用箇所なので、飲食料品の譲渡に該当する。という前提です。）の値となります。

消費税申告（簡易）ウィザード

Step1: 課税標準額

所得区分ごとの売上(収入)金額を入力してください。→ **売上金額入力**

事業所得(農業)に係る課税売上高

損益計算書の収入金額

(うち課税売上にならないもの)

差引課税売上高

事業区分

売上対価の返還等・貸倒れあり

その他所得に係る課税売上高

損益計算書の収入金額

(うち課税売上にならないもの)

差引課税売上高

事業区分

売上対価の返還等・貸倒れあり

不動産所得に係る課税売上高

損益計算書の収入金額

(うち課税売上にならないもの)

差引課税売上高

事業区分

売上対価の返還等・貸倒れあり

業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高

譲渡収入金額

(うち課税売上にならないもの)

差引課税売上高

事業区分

売上対価の返還等・貸倒れあり

課税標準額  消費税額

次へ F8:閉じる

[申告書類メニュー]→[消費税申告書]

消費税の申告書のウィザードでの初期値は、全額3種になっています。

一部を2種にする場合には[売上金額入力]から、以下のように変更してください。

3種の金額から2種分（10月以降の飲食料品の譲渡分）を差引き、その他（2種）の部分に入力します。  
課税取引金額計算表を見ながら、手入力してください。

<修正前>

売上金額入力

2種分の金額を  
差し引いて入力

事業所得に係る課税売上高	金 額	R1.9.30以前			R1.10.1以後		
		うち旧税率(8%)	うち軽減税率(8%)	うち標準税率(10%)	うち旧税率(8%)	うち軽減税率(8%)	うち標準税率(10%)
損益計算書の収入金額	1	32,000,000					
1のうち、課税売上にならないもの	2	4,400,000					
差引課税売上高(1-2)	3	27,600,000	14,000,000	7,200,000		6,400,000	

不動産所得に係る課税売上高	金 額	R1.9.30以前			R1.10.1以後		
		うち旧税率(8%)	うち軽減税率(8%)	うち標準税率(10%)	うち旧税率(8%)	うち軽減税率(8%)	うち標準税率(10%)
収入金額	4	6,000,000					
4のうち、課税売上にならないもの	5	6,000,000					
差引課税売上高(4-5)	6	0	0		0		0

0にする

其他所得に係る課税売上高	金 額	R1.9.30以前			R1.10.1以後		
		うち旧税率(8%)	うち軽減税率(8%)	うち標準税率(10%)	うち旧税率(8%)	うち軽減税率(8%)	うち標準税率(10%)
収入金額	7	0					
7のうち、課税売上にならないもの	8	0					
差引課税売上高(7-8)	9	0	0	0		0	

<修正後>

売上金額入力

事業所得に係る課税売上高	金 額	R1.9.30以前			R1.10.1以後		
		うち旧税率(8%)	うち軽減税率(8%)	うち標準税率(10%)	うち旧税率(8%)	うち軽減税率(8%)	うち標準税率(10%)
損益計算書の収入金額	1	24,800,000					
1のうち、課税売上にならないもの	2	4,400,000					
差引課税売上高(1-2)	3	20,400,000	14,000,000		0	6,400,000	

  

不動産所得に係る課税売上高	金 額	R1.9.30以前			R1.10.1以後		
		うち旧税率(8%)	うち軽減税率(8%)	うち標準税率(10%)	うち旧税率(8%)	うち軽減税率(8%)	うち標準税率(10%)
収入金額	4	6,000,000					
4のうち、課税売上にならないもの	5	6,000,000					
差引課税売上高(4-5)	6	0	0		0		0

  

其他所得に係る課税売上高	金 額	R1.9.30以前			R1.10.1以後		
		うち旧税率(8%)	うち軽減税率(8%)	うち標準税率(10%)	うち旧税率(8%)	うち軽減税率(8%)	うち標準税率(10%)
収入金額	7	7,200,000					
7のうち、課税売上にならないもの	8	0					
差引課税売上高(7-8)	9	7,200,000	0	7,200,000		0	

  

課税売上高の合計額(3+6+9+12)	13	27,600,000	14,000,000	7,200,000	6,400,000
---------------------	----	------------	------------	-----------	-----------

  

課税資産の譲渡等の対価	14		12,962,962	6,666,666	5,818,181
-------------	----	--	------------	-----------	-----------

合計行は変わりません。

[次へ]ボタンを進めると、その他所得の欄に金額がセットされます。  
必ず事業区分を“第2種”に変更してください。

消費税申告（簡易）ウィザード

Step1: 課税標準額

所得区分ごとの売上(収入)金額を入力してください。 → **売上金額入力**

事業所得(農業)に係る課税売上高	その他所得に係る課税売上高
損益計算書の収入金額 (うち課税売上にならないもの)	損益計算書の収入金額 (うち課税売上にならないもの)
24,800,000 4,400,000	7,200,000 0
差引課税売上高	差引課税売上高
20,400,000	7,200,000
事業区分	事業区分
第3種	第2種
売上対価の返還等・貸倒れあり	売上対価の返還等・貸倒れあり

  

不動産所得に係る課税売上高	業務用資産の譲渡所得に係る課税売上高
損益計算書の収入金額 (うち課税売上にならないもの)	譲渡収入金額 (うち課税売上にならないもの)
6,000,000 6,000,000	0 0
差引課税売上高	差引課税売上高
0	0
事業区分	事業区分
第6種	第4種
売上対価の返還等・貸倒れあり	売上対価の返還等・貸倒れあり

課税標準額 25,446,000 消費税額 1,686,368

次へ F8:閉じる

以降の流れは一緒です。

※仕入控除税額の計算で、弊社システムでは簡便法を使用していません。

(確定申告の手引きにも簡便法の記載はありません。)

ですが国税庁のホームページで作成した場合、金額によっては簡便法が適用される為、誤差が発生します。  
ご了承ください。